

2
2026

人事・労務に役立つ NEWS LETTER

月刊くろろど

2026年2月号

February No. 105

もくじ

令和8年度税制改正大綱を閣議決定 所得税の課税最低限の引き上げなど	・・・2
令和8年度の雇用保険・健康保険の保険料率案が示される	・・・3
確定拠出年金の拠出限度額を見直し（令和8年12月～）	・・・4
70歳までの高齢者就業確保措置 34.8%の企業が実施（厚労省の調査）	・・・5
無期転換ルール及び多様な正社員等に関する裁判例を厚労省がとりまとめ	・・・6
人事労務の統計指標	・・・7.8
日本100名城に行こう vol.14 ～久保田城 / 弘前城～	・・・9
営業日のお知らせなど	・・・10



クラウド社会保険労務士事務所

〒720-0067

広島県福山市西町二丁目 8-27

ポートビル 4F

TEL:084-983-1198

FAX:084-983-1197

e-mail:info@kuroudo-sr.com

<https://www.kuroudo-sr.com>

令和8年度税制改正大綱を閣議決定 所得税の課税最低限の引き上げなど

令和7年12月26日、「令和8年度税制改正大綱」が閣議決定されました。令和8年度の税制改正では、次のような措置を講ずることとされています。

「令和8年度税制改正大綱」

のポイント

□ 物価高への対応の観点から、次のような措置を講じ、所得税の課税最低限を178万円まで特例的に先取りして引き上げる。

●物価上昇に連動して基礎控除等を引き上げる仕組みを創設し、これに基き、所得税の基礎控除について、合計所得金額が2,350万円以下である個人の控除額を4万円引き上げる。また、所得税及び個人住民税の給与所得控除について、65万円の最低保障額を69万円に引き上げる。

●所得税の基礎控除等の特例について、合計所得金額が655万円（令和10年分以後の各年分にあつては、132万円）以下である場合の基礎控除の控除額の加算額を以下のとおりとする。

<令和8年分及び令和9年分>

・合計所得金額が489万円以下である場合 42万円

・合計所得金額が489万円を超える場合 5万円

<令和10年分以後の各年分>

37万円

●給与所得控除の最低保障額を5万円引き上げる特例を創設する
(所得税：令和8年分及び令和9年分、
個人住民税：令和9年度分及び令和10年度分)。

→令和8・9年度の所得税の課税最低限
(合計所得金額が489万円以下の場合)

{基礎控除104万円 (58万円+4万円+42万円)} + {給与所得控除74万 (65万円+4万円+5万円)} = 178万円
……年間収入178万円までは所得税がかからない！

- 「強い経済」の実現に向けた対応として、大胆な設備投資の促進に向けた税制措置を創設するほか、租税特別措置等の適正化の観点から、賃上げ促進税制の見直しや研究開発税制の強化等を行う。
- 税負担の公平性を確保する観点から、極めて高い水準の所得に対する負担の適正化措置の見直し等を行う。
- 自動車関係諸税について、自動車税等の環境性能割の廃止や軽油引取税の当分の間税率の廃止等を行う。など

政府は、この大綱に基づいて、令和8年の通常国会に税制改正関連法案を提出する予定です。今後の動向に注目です。



令和8年度の雇用保険・健康保険の 保険料率(支援金率を含む)案が示される

令和7年12月から令和8年1月にかけて、令和8年度の雇用保険・健康保険の保険料率などの案が示されました。

正式に決定されたわけではありませんが、この時期に公表された案のとおり決定されるのが通例となっていますので、簡単に紹介しておきます。

子ども・子育て支援金の試算額は、子ども家庭庁から公表されたものです。公表されている試算額は、被保険者負担分ですので、これと同額の負担が企業に発生することになります。いずれも、給与計算に影響が出てくる内容ですので、正式に決定しましたら、改めてお伝えします。

令和8年度の雇用保険・健康保険の保険料率(支援金率を含む)の案

□ 令和8年度の雇用保険料率(一般の事業)について

○雇用保険料率(全体) : 令和7年度 1.45%—引き下げ→令和8年度 1.35%

[内訳] ①失業等給付費等充当徴収保険率: 令和7年度 0.7%—引き下げ→令和8年度 0.6%

②育児休業給付費充当徴収保険率: 令和7年度 0.4%—据え置き→令和8年度 0.4%

③二事業費充当徴収保険率 : 令和7年度 0.35%—据え置き→令和8年度 0.35%

〈補足〉①及び②は労使折半で負担、③は事業主のみが負担。

□ 令和8年度の健康保険の保険料率について

○医療分(原則として、令和8年3月分〔4月納付分〕から)

平均保険料率: 令和7年度 10.0%—引き下げ→令和8年度 9.9%

○介護分(原則として、令和8年3月分〔4月納付分〕から)

介護保険料率: 令和7年度 1.59%—引き上げ→令和8年度 1.62%

○子ども・子育て分(原則として、令和8年4月分〔5月納付分〕から)

令和8年4月から開始される子ども・子育て支援金制度による令和8年度の子ども・子育て支援金率: 国から示された「実務上一律の支援金率」を踏まえて「0.23%」

〈補足〉いずれも労使折半で負担。

プラスα 令和8年度の子ども・子育て支援金額の試算(被用者保険の被保険者について)

年収に応じて、被保険者1人当たり次の額

○年収200万円 → 月額: 約 192円

○年収400万円 → 月額: 約 384円

○年収600万円 → 月額: 約 575円

○年収800万円 → 月額: 約 767円

○年収1,000万円 → 月額: 約 959円

※算出方法

- ・年収(標準報酬総額=毎月の給料とボーナスの合計額)に、国が示す一律の支援金率(0.23%)を掛けて年額を算出。
- ・年額を、12で割って月額にしたものに、1/2を掛けて算出。



確定拠出年金の拠出限度額を見直し (令和8年 12月～)

令和7年12月24日に公布された「国民年金基金令等の一部を改正する政令（令和7年政令第442号）」により、企業型確定拠出年金（企業型DC）の拠出限度額の見直し、iDeCoの拠出限度額の見直しなどが行われることになりました（令和8年12月1日施行）。

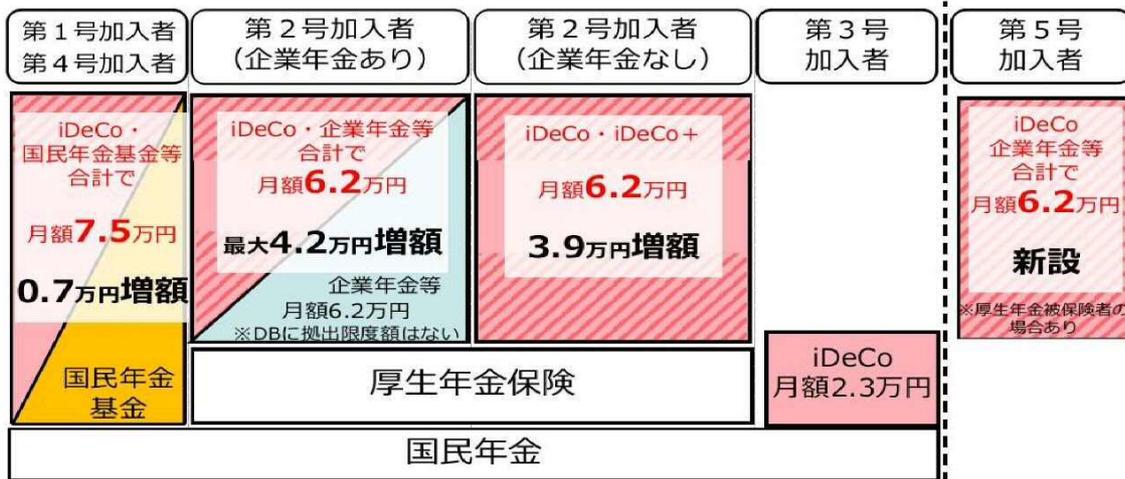
その概要を確認しておきましょう。



たとえば、第2号加入者の場合、拠出限度額（月額）が、企業年金ありの方で最大4.2万円の増額、企業年金なしの方で3.9万円の増額となります。従業員が老後の資産形成を考えるうえで知っておきたい改正といえます。

施行期日（令和8年12月1日）までに、さらに詳しい情報が出てくると思いますので、必要なものがあれば、改めてお伝えします。

DC拠出限度額（令和8年12月～）〔厚生労働省資料〕



<iDeCoの加入対象者の区分>

- 第1号加入者：国民年金第1号被保険者（20歳以上60歳未満の自営業者とその家族、フリーランス、学生）
- 第2号加入者：国民年金第2号被保険者（会社員や公務員等の厚生年金保険の被保険者）
- 第3号加入者：国民年金第3号被保険者（国民年金第2号被保険者に扶養されている20歳以上60歳未満の配偶者）
- 第4号加入者：国民年金任意加入被保険者（60歳以上65歳未満の者、または、20歳以上65歳未満の海外居住者で、国民年金の保険料の納付済期間が480月に達していない者）
- 第5号加入者：60歳以上70歳未満の国民年金被保険者以外の方で、iDeCoを活用した老後の資産形成を継続しようとする者
 (①iDeCo加入者、②iDeCo運用指図者、③企業年金からiDeCoに資産を移換する者 ①～③いずれかに該当する者であって、老齢基礎年金やiDeCoの老齢給付金を受給していない者、マッチング拠出を実施していない者)

60歳～70歳未満の国民年金被保険者以外の方で、iDeCoを活用した老後の資産形成を継続しようとする者

70歳までの高年齢者就業確保措置 34.8%の企業が実施(厚労省の調査)

厚生労働省から、「令和7年 高年齢者雇用状況等報告」の集計結果が公表されました。

高年齢者雇用安定法では、65歳までの雇用の確保を目的として、高年齢者雇用確保措置を講じるよう企業に義務付けているほか、70歳までの就業機会の確保を目的として、高年齢者就業確保措置を講じるように努めることを企業に義務付けています。

今回の調査で、34.8%の企業が「高年齢者就業確保措置」を実施済みであったことが明らかになり話題になりました。

その内訳なども含め、最新の動向を確認しておきましょう。

令和3年4月から努力義務として施行された「高年齢者就業確保措置」について、実施済みの企業が着実に増加しています(令和6年31.9%→令和7年34.8%)。

各企業において、人手不足に対応するため、高年齢者の雇用は避けて通れない課題だといえます。高年齢者就業確保措置の実施を含め、高年齢者の雇用に関する制度に関して質問等があれば、気軽にお声掛けください。

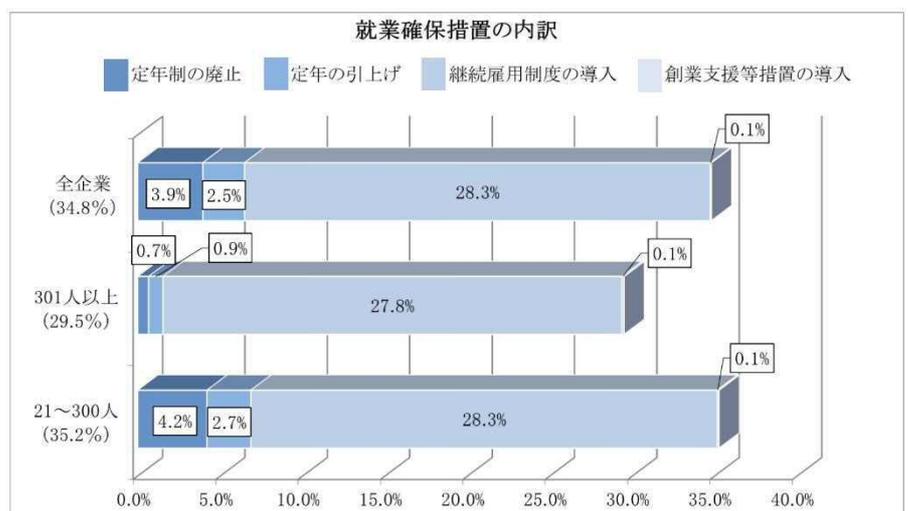
確認 今回の集計結果は、令和7年6月1日時点での状況をまとめたものです。なお、この集計では、従業員21人~300人規模を「中小企業」、301人以上規模を「大企業」としています。

70歳までの高年齢者就業確保措置の実施状況／令和7年高年齢者雇用状況等報告より

【前提】高年齢者就業確保措置（就業確保措置）とは
＜対象となる事業主＞

- ・定年を65歳以上70歳未満に定めている事業主
- ・継続雇用制度（70歳以上まで引き続き雇用する制度を除く）を導入している事業主

高年齢者雇用安定法により、70歳までの就業機会の確保を目的として、「定年制の廃止」や「定年の引上げ」、「継続雇用制度の導入」という雇用による措置や、「業務委託契約を締結する制度の導入」、「社会貢献事業に従事できる制度の導入」という雇用以外の措置のいずれかの措置（高年齢者就業確保措置）を講じるように努めることが企業に義務付けられています。



無期転換ルール及び多様な正社員等に関する裁判例を厚労省がとりまとめ

厚生労働省は、「無期転換ルール及び多様な正社員等の労働契約関係の明確化に関する考え方と裁判例」をとりまとめ、これを公表しました。その一部を紹介します。



この裁判例では、最高裁のほか、高裁や地裁の判例も含め、最近の無期転換ルールや多様な正社員に関する裁判例が、図表などを用いてわかりやすく紹介されています。

必要であれば、この裁判例のURLなどをお伝えします。気軽にお声掛けください。

「無期転換ルール及び多様な正社員等の労働契約関係の明確化に関する考え方と裁判例」から抜粋

1 無期転換申込権が発生する直前に合理的な理由のない雇止め



契約更新について合理的な期待が生じている状況で、無期転換申込権の発生を回避するために雇止めを行った場合、特段の事情がないときは、当該雇止めに客観的合理性・社会的相当性が認められないと判断され得る。



主な裁判例 公益財団法人グリーントラストうつのみや事件 ▼



公益財団法人グリーントラストうつのみや事件

令和2年6月10日宇都宮地判
労判1240号83頁

【概要】

有期契約労働者が、会社に6回目の労働契約の更新の申込みを拒絶され、雇止めを受けたことについて、本件雇止めは客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められず、かつ、労働契約上の権利として無期転換申込権に転換されたものとして、労働契約上の権利を有する地位

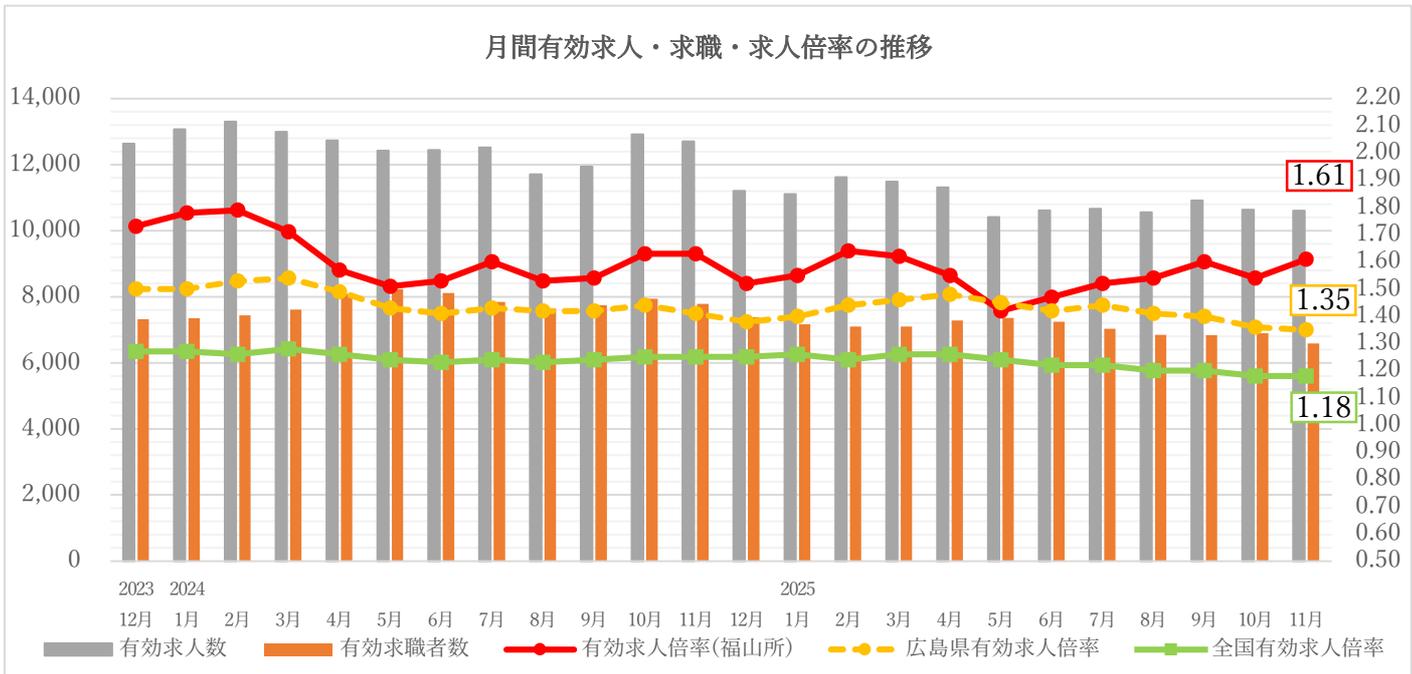
注. 掲載されている裁判例は、いずれも個別の裁判例であり、事案によって異なる判断となる可能性がありますので、ご注意ください。

人事労務の統計指標

労働関係指標 (2025年11月)

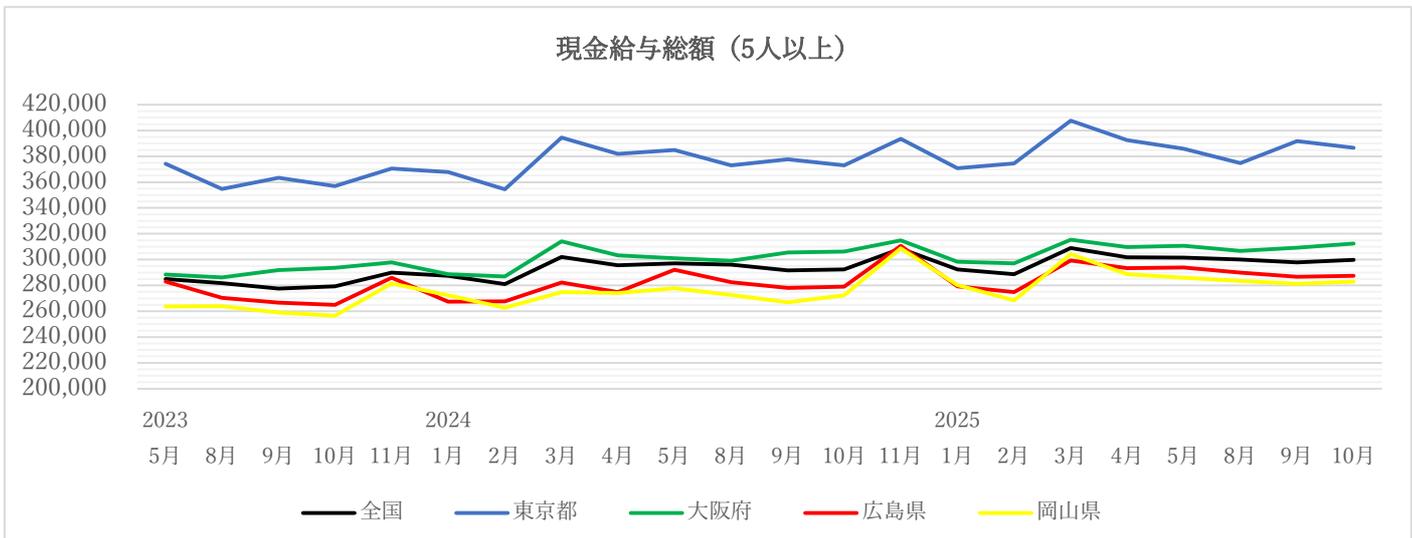
有効求人倍率 (季節調整値※)	全国	1.18倍	有効求人人数	全国	2,260,284人	有効求職者数	全国	1,842,150人
	広島県	1.35倍		広島県	57,365人		広島県	42,548人
	福山市	1.61倍		福山市	10,606人		福山市	6,584人

※ 季節調整値：前月からの変化を適切に捉えるため、季節変動の影響を除いた数値（原数値から季節変動を除去した結果数値）



定期給与 現金給与総額 (2025年10月)

全国	東京都	大阪府	広島県	岡山県
299,801円	386,561円	312,482円	287,329円	282,921円

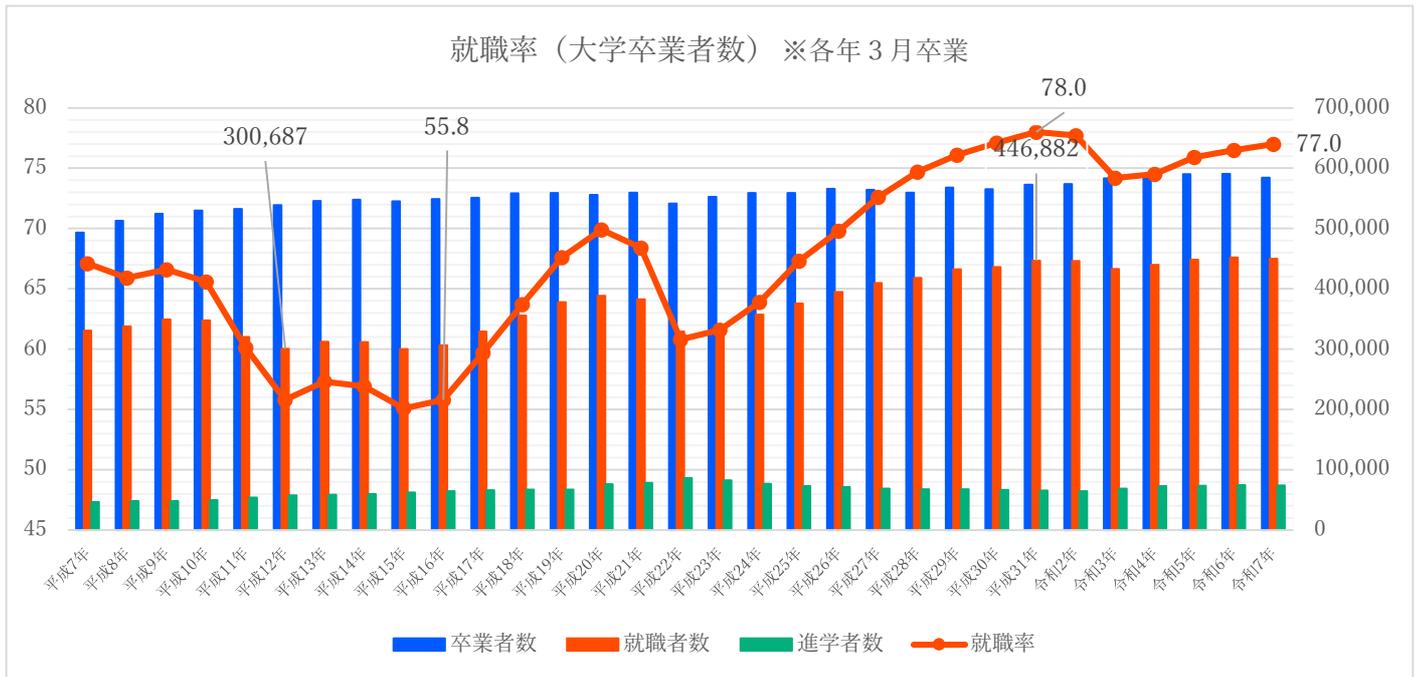


参考：毎月勤労統計調査（全国調査・地方調査） 結果の概要 | 厚生労働省 (mhlw.go.jp) 他 <https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/30-1a.html>

人事労務の統計指標

大学（学部）卒業者の状況

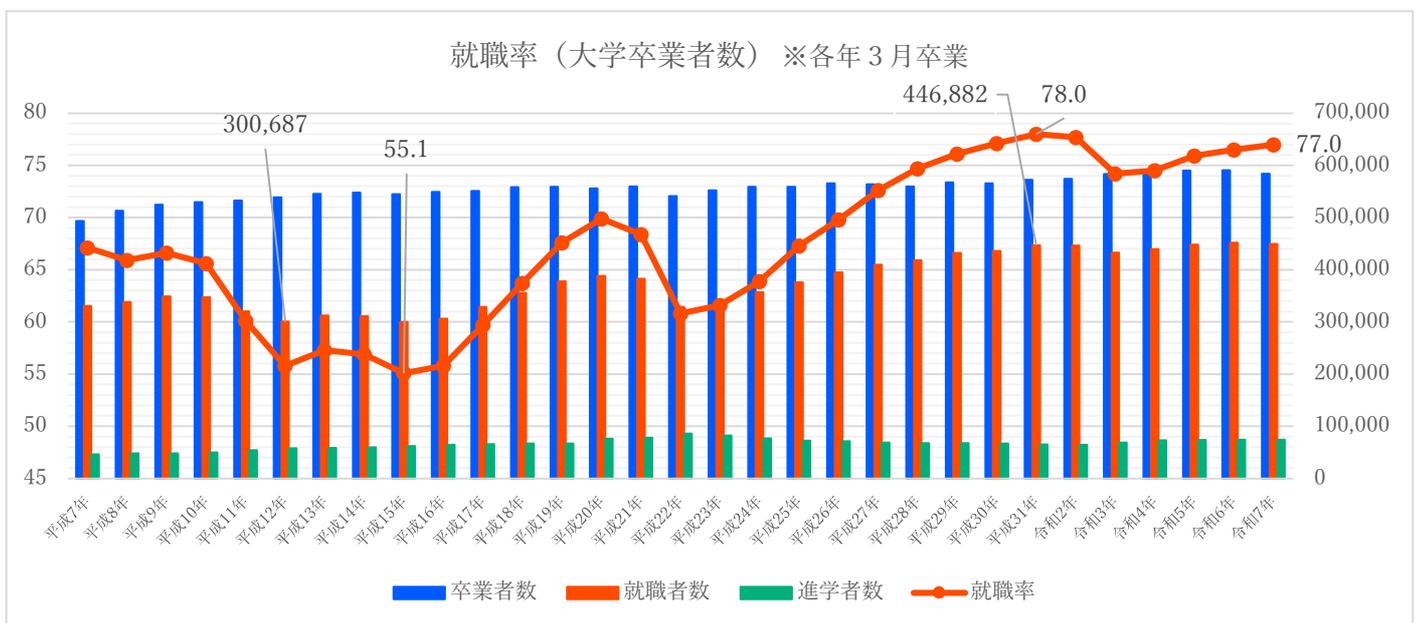
○令和7年3月の卒業生数は **584,304** 人、そのうち就職者数は **449,638** 人（77.0%）、進学者は 74,329 人（12.7%）



参考：文部科学省 学校基本調査 https://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/chousa01/kihon/1267995.htm

大学生の就職率は 98.0%（前年同期差▲0.1 ポイント）となりました。

※国立大学 21 校、公立大学 3 校、私立大学 38 校、短期大学 20 校、高等専門学校 10 校、専修学校（専門課程）20 校



参考：厚生労働省 大学等卒業予定者の就職内定状況調査（大学・短期大学・高等専門学校及び専修学校卒業予定者の就職内定状況等調査）他

日本100名城に行こう vol.14

～久保田城 / 弘前城～

【#9 久保田城（秋田県秋田市）】

- ① 天守 : なし
- ② 城区分 : 平山城
- ③ 築城年 : 1603 年
- ④ 築城者 : 佐竹義宣
- ⑤ 主な遺構
御物頭御番所/本丸/二の丸など

今回の名城訪問は久保田城です。
久保田藩（秋田藩）20万石の藩庁として明治維新を迎えた名城です。

藩主の佐竹氏は、もともと常陸国（茨城県）54万石を治める大大名でした。しかし、関ヶ原の戦いで徳川方に味方しなかったことから、秋田に移転を命じられてしまいます。その腹いせに、茨城の美人を全員秋田に連れて行ったことから秋田の女性は美人【秋田美人】という言葉が生まれたとも言われています。

本城とは別に、秋田市には「秋田城」という名城もございます。こちらは、奈良・平安時代に出羽国の行政・軍事・外交・文化の中心地の役割を担い「続日本100名城」に選定された古代城柵です。



【#4 弘前城（青森県弘前市）】

- ① 天守 : 三重三階（現存 12 天守）
- ② 城区分 : 平山城
- ③ 築城年 : 1611 年
- ④ 築城者 : 津軽為信、津軽信牧
- ⑤ 主な遺構
天守/丑寅櫓/辰巳櫓など

今回の名城訪問は弘前城です。
弘前藩4万7千石の藩庁として明治維新を迎えた名城で、江戸時代以前の天守が今に残る「現存12天守」の一つです。

初代藩主の津軽為信は、もともと南部氏（後の盛岡藩主）の部下でしたが、これを裏切り独立。早々と秀吉に近づき大名の地位を公認されました。為信は大名にしてくれた秀吉への恩を終生忘れず、徳川の時代になってからも城内に秀吉の木像を祀っています。義理堅い人物だったのでしょう。三国志の関羽に憧れて髭を伸ばしていたと伝えられています。

弘前城のある弘前公園は、日本三大桜名所の一つ。桜の時期に訪問するのがベストですが、桜だけでなく人も密です。



営業日のお知らせなど

2026

2 February



Sun	Mon	Tue	Wed	Thu	Fri	Sat
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28

赤文字の日、及び青文字の日は休みとさせていただきます。

お仕事
カレンダー
2月

2/10

●1月分の源泉所得税、住民税特別徴収税の納付

2/16

●2025年分の所得税、個人住民税、個人事業税の確定申告・納付開始（～3/16まで）

3/2

●1月分健康保険料・厚生年金保険料の納付
 ●2025年12月決算法人の確定申告と納税・2026年6月決算法人の中間申告と納税（決算応当日まで）
 ●じん肺健康管理実施状況報告の提出
 ●固定資産税（都市計画税）第4期分の納付（市区町村の指定日まで）

